令和3年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (11 月 25 日 提 案 分)

環境 農政局

		ページ
1	神奈川県地球温暖化対策推進条例	新旧対照表1

1 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)新旧対照表

改正現

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り

____、もって良好な環境を将来の世代に引き 継いでいくことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) (略)
 - (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出 の<u>量の削減並びに</u>吸収作用の保全及び強化 (以下「<u>温室効果ガスの排出の量の削減</u> 等」という。) その他の地球温暖化の防止 を図るための取組をいう。
 - (3) (4) (略)
 - (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力 その他の永続的に利用することができると 認められるエネルギー源であって規則で定 めるものを利用したエネルギー (第9条第 3項において「再生可能エネルギー」という。)及び温室効果ガスの排出の量の削減 に著しく寄与する機械器具であって規則で 定めるものをいう。

(基本理念)

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年 までの脱炭素社会の実現(令和32年までに、 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排 出量と吸収作用の保全及び強化により吸収さ れる温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保 たれた社会を実現することをいう。)を旨と して、行われなければならない。 (目的)

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、県、

事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) (略)
 - (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出 の抑制並びに 吸収作用の保全及び強化 (以下「<u>温室効果ガスの排出の抑制等</u> 」という。) その他の地球温暖化の防止 を図るための取組をいう。
 - (3) (4) (略)
 - (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力 その他の永続的に利用することができると 認められるエネルギー源であって規則で定 めるものを利用したエネルギー (第9条第 3項において「再生可能エネルギー」という。)及び温室効果ガスの排出の<u>抑制</u> に著しく寄与する機械器具であって規則で 定めるものをいう。

(新規)

改正

(県の責務)

第3条 県は<u>、前条に定める基本理念(以下</u> 「基本理念」という。)にのっとり、地球温 暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

2 · 3 (略)

(事業者の責務)

第4条 事業者は<u>、基本理念にのっとり</u>、その 事業活動を行うに当たっては、温室効果ガス の排出の<u>量の削減</u>に積極的に取り組むよう努 めなければならない。

2 (略)

(県民の責務)

第5条 県民は<u>基本理念にのっとり</u>、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、<u>温室効果ガスの排出の量の削減等</u>に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(建築主等の責務)

- 第6条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、基本理念にのっとり、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 (略)

(地球温暖化対策計画)

第7条 (略)

- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 県内における<u>温室効果ガスの排出の量</u> の削減等に関する目標

 $(3)\sim(5)$ (略)

3 • 4 (略)

(県の施策等の企画等に当たっての配慮)

第8条 県は、法<u>第21条第8項</u>に定めるものの ほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められ る施策及び事業の企画及び実施に当たって は、地球温暖化の防止について配慮するもの とする。

(事務事業温室効果ガス排出削減計画)

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室

況	
---	--

行

(県	0	責	務)	
	_	-				

第3余	県は		
	_	1114-2121	_

暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 • 3 (略)

(事業者の責務)

第4条 事業者は____、その 事業活動を行うに当たっては、温室効果ガス の排出の<u>抑制</u>に積極的に取り組むよう努 めなければならない。

2 (略)

(県民の責務)

第5条 県民は_____、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、<u>温室効果ガスの排出の抑制等</u> ____ に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(建築主等の責務)

- 第6条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は____、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 (略)

(地球温暖化対策計画)

第7条 (略)

- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 県内における<u>温室効果ガスの排出の抑</u> 制等 に関する目標

 $(3)\sim(5)$ (略)

3 • 4 (略)

(県の施策等の企画等に当たっての配慮)

第8条 県は、法<u>第21条第4項</u>に定めるものの ほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められ る施策及び事業の企画及び実施に当たって は、地球温暖化の防止について配慮するもの とする。

(事務事業温室効果ガス排出抑制計画)

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室

改正

効果ガスの排出の<u>量の削減に</u>関する計画(以下この条において「<u>事務事業温室効果ガス排</u> 出削減計画」という。)を定めなければならない。

- 2 <u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>には、 次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針
 - (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標
 - (3) (略)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務 及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>量の</u> 削減を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 県は、<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出<u>の量の削減</u>及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出<u>の量の削減</u>に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。
- 4 第7条第3項及び第4項の規定は、<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>について準用する。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針に係る事項
- (4) 温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>の目標 及び当該目標を達成するための措置の内容 に係る事項

(5) • (6) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書 (以下「特定開発事業温暖化対策計画書」と 現 行

効果ガスの排出の<u>抑制に</u>関する計画(以下この条において「<u>事務事業温室効果ガス排</u> 出抑制計画」という。)を定めなければならない。

- 2 事務事業温室効果ガス排出抑制計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガス の排出の抑制 に関する基本方針
 - (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガス の排出の<u>抑制</u>に関する目標
 - (3) (略)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務 及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u> を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 県は、<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出<u>の抑制</u>及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出<u>の抑制</u>に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない
- 4 第7条第3項及び第4項の規定は、<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>について準用する。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減 を図るための基本方針に係る事項
- (4) 温室効果ガスの排出の<u>削減</u>の目標 及び当該目標を達成するための措置の内容 に係る事項

(5) • (6) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書 (以下「特定開発事業温暖化対策計画書」と 改正

いう。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>を図る ため実施しようとする措置の内容

(5) • (6) (略)

2 (略)

(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖 化対策)

第46条 製品(自動車等を除く。以下この条に おいて同じ。)を製造する事業者は、温室効 果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室 効果ガスの排出の量の削減に寄与する製品の 開発を行うよう努めなければならない。

2 • 3 (略)

(生活様式等の転換の推進)

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37 条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進 員と連携し、及び協働して、事業活動及び日 常生活における温室効果ガスの排出<u>の量を削</u> 減するための取組を推進するものとする。

2 (略)

現 行

いう。)を作成し、規則で定める日までに、 知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>を図る ため実施しようとする措置の内容

(5) • (6) (略)

2 (略)

(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖 化対策)

第46条 製品(自動車等を除く。以下この条において同じ。)を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出抑制 に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。

2 · 3 (略)

(生活様式等の転換の推進)

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37 条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進 員と連携し、及び協働して、事業活動及び日 常生活における温室効果ガスの排出<u>を抑制す</u> る ための取組を推進するものとする。

2 (略)